# 審議事項(2)

#### <参考1>退職給付制度の分類(確定給付型及び確定拠出型の分類)

- 「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」三3
  - (1)本会計基準では、確定給付型の企業年金制度を前提とした会計処理を示した。
  - ・企業年金制度:外部に積み立てた資産を原資として退職給付を行う形態の制度 (「意見書」 二)
  - ・退職給付:一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職以後に従業員に支給される給付をいい、退職一時金及び退職年金等がその典型である。(「意見書」三1)
  - ・確定給付型:(定義、説明なし)

#### (参考:「意見書」二

「このうち確定給付型の企業年金制度では、近年、積み立てた資産の運用利回りの低下、 資産の含み損等により、将来の年金給付に必要な資産の確保に懸念が生じているといわれ ている。この将来の年金給付に必要な資産の不足は、企業の年金給付コストの増加により、 財政状況を悪化させるおそれがあることから、企業年金に係る情報は、投資情報としても 企業経営の観点からも極めて重要性が高まっているとの指摘が行われている。」)

(2) 一方、中小企業退職金共済制度を採用している企業や確定拠出型の企業年金制度を採用している在外子会社もある。本基準では、このような、将来の退職給付について拠出以後に追加的な負担が生じない外部拠出型の制度に関する会計処理は示していないが、基本的には、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理することが適当であると考えられる。

#### <参考 > FAS87 264 項

「DB プラン」とは、支給されるべき退職給付(pension benefit)の金額を定めている制度をいう。通常、金額は、年齢、勤続年数、給与等の要素の関数として定められている。本基準書の目的上、DC プランではない企業年金制度(pension plan)は、DB プランとされる。

「DC プラン」は、提供された勤務と引き換えに退職給付を支給するが、各加入者に個人 勘定を設け、個人が受給すべき給付金額を定めるのではなく、個人勘定への拠出金がい かに決定されるべきかを定める制度をいう。DC プランの下では、加入者が受給する給付 は、各加入者勘定への拠出金額、当該拠出金額からの投資収益、各加入者勘定へ配分さ れる他の加入者の給付の失効分のみに依存する。

#### <参考 > IAS19 7項

「DB プラン」とは、DC プラン (defined contribution plans) 以外の退職後給付制度

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(post-employment benefit plans)をいう。

- ・ 「退職後給付制度」とは、企業が1名以上の従業員に対し退職後給付を支給する 正式な又は非公式の取決めをいう。
- ・ 「退職後給付」とは、雇用関係の終了後に支払われる従業員給付(解雇給付及び 持分報奨給付を除く)をいう。

「DC プラン」は、退職後給付制度のうち、企業が一定の掛金額を別個の事業体(基金)に支払い、たとえ基金が従業員の当期及び前期以前の勤務に関連するすべての従業員給付を支払うために十分な資産を保有しない場合でも、企業がさらに掛金額を支払うべき法的債務又は推定的債務を有しないものをいう。

## <参考 > IAS19 退職後給付:掛金建制度と給付建制度との区別

- 24. 退職後給付には,例えば,以下のようなものを含む。
  - (a) 年金等の退職給付: 及び
  - (b) 退職後生命保険及び退職後医療給付のようなその他の退職後給付。

企業が退職後給付を支給する取決めが、退職後給付制度である。掛金額を受け取り、給付を支払うための別個の事業体の設立についての取決めが含まれているか否かにかかわらず、企業はこのような取決めのすべてに本基準書を適用する。

- 25. 退職後給付制度は,その主要な契約条件に由来する当該制度の経済的実質により,掛金建制度又は給付建制度のいずれかに分類される。掛金建制度の下では,
  - (a) 企業の法的債務又は推定的債務は,企業が基金に掛金を支払うことに同意した金額に限定される。したがって,従業員が受け取る退職後給付の金額は,企業(及び場合によっては従業員)が退職後給付制度又は保険会社に支払った掛金額と,当該掛金額から発生する投資収益とによって決定される;また
  - (b) その結果 (給付額が予想したよりも少なくなるという)保険数理上のリスク及び(投資された資産が予想した給付額を満たすのに不十分であるという)投資リスクは,従業員が負担する。
- 26. 企業の債務が,基金に掛金を支払うことに同意した金額に限定されない場合の例としては,以下を通じて企業が法的債務又は推定的債務を有する場合がある。
  - (a) 拠出額のみに連動してはいない制度給付算定式;
  - (b) 制度を通じての間接又は直接のいずれかによる,掛金額への特定の収益率の保証;又は

- (c) 推定的債務を生じさせる非公式の慣行。例えば,企業にたとえそのようにする法的義務がなくとも,インフレーションの進行に合わせて元の従業員の給付額を増加させてきた場合には,推定的債務が生じることがある。
- 27. 給付建制度の下では,
  - (a) 企業の債務は,合意した給付を現在及び元の従業員に支給することであり;かつ
  - (b) (給付額が予想よりも多くのコストを要するという)保険数理上のリスク及び投資リスクは,実質的に企業が負担する。保険数理上又は投資の実績が予想より悪い場合には,企業の債務は増加するであろう。

#### <参考 > IAS19 公的制度

- 36.企業は,公的制度について複数事業主制度と同様の方法で会計処理しなければならない (第29及び30項を参照)。
- 37. 公的制度は,法令によりすべての企業(又は,例えば特定業種のような特定の範疇に属するすべての企業)を対象とするように設立され,国若しくは地方政府により,又は報告企業の支配又は影響を受けない他の団体(例えばその目的で特に創設された独立機関)により運営されるものである。企業により設立された制度の中には,公的制度の対象となる給付を代替する強制的給付と追加的な任意的給付の双方を支給しているものがある。このような制度は公的制度ではない。
- 38. 公的制度は,当該制度の下での企業の債務に基づいた性質により,給付建又は掛金建の特徴を有する。多くの公的制度は現金払方式で積み立てられ,掛金額を同一期間中に期日の到来する必要な給付額を支払うのに十分と予想される水準に設定し,当期中に稼得された将来の給付額は,将来の掛金額から支払われると見込まれる。それにもかかわらず,大多数の公的制度においては,企業は将来の給付額を支払うべき法的債務又は推定的債務を有しない。その唯一の債務は,期日の到来した掛金額を支払うことであり,企業が公的制度の加入者の雇用を終了させた場合,企業は,前年以前に従業員が稼得した給付額を支払う義務を有しない。この理由で,公的制度は通常,掛金建制度である。しかし,稀ではあるが,公的制度が給付建制度である場合には,企業は,第29及び30項で規定した取扱いを適用する。

# <参考2>「国民年金法等の一部を改正する法律」(昭和60年法律第34号)(以下「昭和60年改正法」という。) 附則第84条に定める政府負担金

昭和60年改正において、厚生年金基金が支給する代行部分の給付乗率を引き下げた際に、年齢(生年月日)に応じて経過的に従前の給付乗率を用いることとした。このため、この従前の給付乗率と代行保険料率の算定の基礎としていた給付乗率との差分を、「政府負担金」の対象としている。

この政府負担金の算出対象としては、次の2種類があり、厚生年金基金がいずれかを選択する。

- (1) 老齢厚生年金(その全額につき支給停止されているものを除く。)の受給権者に、厚生年金基金が支給する代行給付に対する政府負担金(昭和60年改正法附則第84条第3項)
- (2) 厚生年金基金の加入員又は加入員であった者のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間と を合算した期間が 25 年以上あり、老齢厚生年金の支給開始年齢に達している者に、厚生年金 基金が支給する代行給付に対する政府負担金(昭和 60 年改正法附則第 84 条第 4 項)
- (1)では、在職等により老齢厚生年金の全額を支給停止されている者には、政府負担金は交付されないため、各受給権者の支給停止の状況を確認しなければならないが、(2)では、各受給権者の支給停止の状況を確認しなくても政府負担金の交付を受けられる。

なお、平成 16 年改正における代行保険料率の対象給付(代行範囲)の見直しに伴い、平成 17 年 4 月以降の加入期間に係る政府負担金の対象範囲が、それ以前の加入員期間と異なることとなった。

#### <公開草案に対するコメント>

今回は、厚生年金保険法附則第30条に定める「交付金」を対象としている。一方、「国民年金法等の一部を改正する法律」(昭和60年法律第34号)附則第84条に定める「政府負担金」の会計処理については、今回の公開草案では規定されず、従って、従前どおりの処理となっている。政府負担金は殆ど全ての厚生年金基金で発生しているが、現行の基準では、厚生年金基金が政府負担金を受け取った時点で、母体企業では会計処理を行っていない。法律上も実態上も同等と考えられる「交付金」と「政府負担金」とで、「退職給付債務での取扱い」及び「発生時の会計処理」が異なることは適切ではない。このように、同等の取扱いとするためには、代行部分の退職給付債務に関する抜本的再検討が不可避と考える。

#### (対応案)

・ 昭和60年改正の政府負担金は、個人別に算定され、また、代行給付時にひも付きで交付されるなど、今回の改正による「交付金」と法律上も実態上も全く同等と考えられるわけではないのではないか。

#### (参考)昭和60年改正法附則

(厚生年金基金の年金給付の費用の負担に関する経過措置)

第八十四条 基金が支給する年金たる給付のうち施行日の属する月前の月分の給付の費用の負担については、なお従前の例による。

- 2 厚生年金保険の管掌者たる政府は、基金が支給する年金たる給付に要する費用の一部を負担する。
- 3 前項の規定による厚生年金保険の管掌者たる政府の負担は、老齢厚生年金若しくは厚生年金保険法による特例老齢年金又は旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金(その全額につき支給を停止されているものを除く。)の受給権者に基金が支給する年金たる給付に要する費用について行うものとし、その額は、次の各号に定める額とする。
- 一 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十七年四月一日以前に生まれたものに支給する年金たる 給付に要する費用については、イに掲げる額から口に掲げる額を控除して得た額 イ 附則第八十 二条第二項の規定により読み替えて適用する新厚生年金保険法第百三十二条第二項に規定する額 口 当該受給権者の加入員たる被保険者であつた期間のうち施行日前の期間につき旧厚生年金保険法 第百三十二条第二項の規定の例により計算した額に十分の八を乗じて得た額と当該加入員たる被保険 者であつた期間のうち施行日以後の期間につき新厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額とを合算した額
- 二 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十七年四月二日以後に生まれ、かつ、施行日以後の加入員たる被保険者であつた期間を有するものに支給する年金たる給付に要する費用については、イに掲げる額を控除して得た額 イ 当該受給権者の加入員たる被保険者であつた期間のうち施行日以後の期間につき附則第八十二条第二項の規定により読み替えて適用する新厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額 ロ イに掲げる期間につき新厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額
- 三 新厚生年金保険法附則第二十八条の三第一項の規定による特例老齢年金又は旧厚生年金保険法 による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金の受給権者に支給する年金たる給付に要する費 用については、前二号に準じて、政令で定めるところにより算定した額
- 4 前項の規定にかかわらず、厚生年金保険の管掌者たる政府は、基金の申出により、第二項の規定による負担を、当該基金の加入員又は加入員であつた者のうち、新厚生年金保険法第四十二条ただし書に該当しない者(同法附則第十四条の規定又は法令の規定により同法第四十二条ただし書に該当しないものとみなされる者を含む。)であつて老齢厚生年金の支給開始年齢に達しているもの、同法附則第二十八条の三第一項に規定する特例老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしている者であつて当該特例老齢年金の支給開始年齢に達しているもの又は旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしている者であつて当該老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金の支給開始年齢に達しているものに当該基金が支給する年金たる給付に要する費用について行うものとすることができる。この場合における厚生年金保険の管掌者たる政府の負担の額は、前項各号に定める額に政令で定める率を乗じて得た額とする。
- 5 第二項又は前項の規定による厚生年金保険の管掌者たる政府が負担すべき額については、これらの規定にかかわらず、昭和十七年四月二日以後に生まれ、かつ、施行日前の加入員たる被保険者であった期間を有する者に係る当該基金が施行日において保有する積立金(旧厚生年金保険法第百三十二条第二項に定める額に相当する部分の年金給付に充てるべきものに限る。)の額に、千分の八からその者に係る附則別表第七の表の下欄に掲げる率を控除して得た率の千分の八に対する割合を乗じて得た額の総額を、政令で定めるところにより、これらの規定により算定した額から控除するものとする。
- 6 厚生年金保険法第八十一条の二第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「いう。」」とあるのは「いう。」から国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十四条第二項の規定により当該厚生年金基金について厚生年金保険の管掌者たる政府が負担する費用(当該代行給付費の算定の基礎となる被保険者期間に係るものに限る。以下この項において「政府負

- 5 -

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

# 審議事項(2)

担金」という。)を控除したもの」と、「当該代行給付費の予想額及び」とあるのは「当該代行給付費 及び政府負担金の予想額並びに」とする。

## <参考3>第18回退職給付専門委員会(平成18年7月26日開催)の資料から

【検討1】第1案/B案における考え方について、第2案/A案からの疑問

第1案/B案における考え方	会計処理案	第2案/A案からの疑問
厚生年金基金制度を、私的な年	退職給付会計基準における確	・ 従来どおり、年金資産は
金制度と実質的な公的年金制	定給付企業年金制度の対象外	一体運用されているお
度の 2 つの年金制度から構成	として、代行部分に係る債務	り、どのように区分する
されるとみる	の額を年金資産と退職給付債	か
	務のいずれからも控除して取	
	り扱う	
1 つの私的な年金制度である。		
(1)退職給付見込額を将来の	退職給付会計基準における確	・ 1 つの年金制度における
受取予定の交付金を控除し	定給付企業年金制度の対象と	発生給付評価方式の適用
て用いる(企業が将来に資	して、代行部分に係る債務の	との関係は?(要支給額
金負担する可能性のある金	額を「最低責任準備金」と算	で計算しているのと同じ
額を基礎として、退職給付	定する。	では?)
債務を算定)		
(2)代行部分に係る債務は、む	退職給付会計基準における確	・ 年金資産を退職給付債務
しろ政府からの借入金(預	定給付企業年金制度の対象外	から差し引くという退職
り金)とみる	として、代行部分に係る債務	給付会計基準の趣旨1か
	の額を年金資産からも控除し	らはずれていないか
	て取り扱う。	・ 免除保険料はどのように
		扱うか(1つの年金制度に
		おける発生給付評価方式
		の適用との関係は)

<sup>1</sup> 退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書四4では、年金資産は退職給付の支払いのためのみに使用されることが制度的に担保されていることから、これを収益獲得のために保有する一般の資産と同様に企業の貸借対照表に計上することには問題があり、かえって、財務諸表の利用者に誤解を与えるおそれがあることから、年金資産の額は退職給付に係る負債の計上額の計算にあたって差し引くこととしたとしている。

<sup>- 7 –</sup> 

# 審議事項(2)

第4回から第8回退職給付専門委員会資料から

【検討2】第1案/B案において、法改正による差額をどのように会計処理するか

法改正による差額の処理	理由	検討点
甲案:当期の損益として処	・ 会計基準の変更による影響額であ	・ 乙案の方が、今回の法改正に
理し、当該差額に対応す	れば、当期の損益とすることが原則	より、毎期の退職給付費用が変
る遅延項目も当期の損益	・ 大幅減額の会計処理 <sup>2</sup> と整合的	動しない
(特別損益)に計上する。		
乙案:(退職給付債務の増額	・ これは会計基準の変更ではなく、法	・ 過去勤務債務と同様であれ
又は減額である過去勤務	制度の変更によるものであるため、	ば、平均残存勤務期間以内の一
債務に準じて) 平均残存	必ずしも当期の損益とする必要はな	定の年数で按分した額を当該
勤務期間にわたって費用	い(見積りの修正とも考えられるか)	年数にわたって費用(の減額)
(の減額)として処理す	・ 適格退職年金制度における「併せ給	として処理することなる
<b>ప</b>	付」や退職一時金制度を廃止するが	・ B/S 価額をより債務額とする
	退職時に支払う場合の会計処理³と整	ためには、遅延認識項目を負債
	合的	ではなく、評価・換算差額等に
		計上するか⁴
丙案:(B/S価額を最低責任	・ 第 2 案/A 案と損益認識は同じであ	・ 通常の場合も、遅延認識項目
準備金を反映したものと	るが、法改正による差額を(負債では	を負債ではなく、評価・換算差
するが)差額を交付され	なく)評価・換算差額等に計上するこ	額等に計上するか
る都度、費用(の減額)	とにより、B/S 価額を最低責任準備金	
として処理する	を反映したものとすることが可	
(参考)第2案/A案:	・事業主以外からの拠出がある場合	
交付される都度、退職給	の処理としては、従業員からの拠出	
付費用から控除する	部分と同様に考えられること	
	・ 交付により年金資産を増加するが、	

<sup>2「</sup>適用指針第1号」32項参照。

- 8 –

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

<sup>3</sup> 実務対応報告第2号 「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」Q4の A 「「併せ給付」(税制適格退職年金制度において、給付の減少が行われた場合、労働組合又は加入者の過半数の同意を得て、加入者別に給付すべき額及び退職時に給付することを年金規程の附則に明記し、年金資産の分配を退職時に本来の給付と併せて行う)場合、個人毎に支払額が算定され分配される額が確定したことに着目して退職給付制度の終了が生じたものとする見解もあるが、併せ給付部分を含む税制適格退職年金制度は存続していることや、退職時期は改訂規程等の施行日から相当期間離れていると考えられるため年金資産の運用リスクは事業主に残っていること、従来と同様に具体的な支払時期等は確定していないことから、退職給付制度の終了の処理を行わず、当該併せ給付部分に対応する義務を引き続き退職給付引当金として取り扱うことが適当であると考えられる。したがって、規程等の改訂日現在で退職給付債務の減額の測定が行われ、また、当該改訂が行われる前に発生した未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額については、従前の費用処理年数及び費用処理方法を継続して適用する。」

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> FASB では phase1 として、遅延認識項目をその他包括利益 ( OCI ) 累積額として計上する ( 負債は PBO となる ) 公開草案を公表している ( コメント期限 2006 年 5 月 31 日まで )。

# 第4回から第8回退職給付専門委員会資料から

法改正による差額の処理	理由	検討点
数理計算上の差異には該当しないこと		